

令和6年度一関市公共施設太陽光発電設備等導入事業 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

この要領は、一関市公共施設太陽光発電設備等導入事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

第1 組織

- (1) 審査委員会は、別表に掲げる委員を持って構成する。
- (2) 審査委員会に委員長を置き、市民環境部長をもって充てる。

第2 会議

- (1) 会議は必要に応じて委員長が招集する。
- (2) 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- (3) 委員がやむを得ない理由により出席できない場合は、欠席する委員が指名する者をもって充てることができる。

第3 守秘義務

委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

第4 事務局

審査委員会の事務局は、市民環境部生活環境課とし、事前審査及び庶務を行う。

第5 補則

この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項がある場合は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年4月30日から施行する。

別表（第1関係）

委員名簿

	役 職
委員長	市民環境部長
委 員	総務部長
委 員	まちづくり推進部長
委 員	消防長
委 員	教育次長
委 員	財政課長
委 員	生活環境課長